

原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設

要望の背景・必要性

- ◆東日本大震災での地震・津波被害に加え、原子力災害にも見舞われている福島県においては、災害の影響範囲も他県と比べ大きく、震災から半年以上経過した現在においても未だ災害が継続している。
- ◆福島県内の企業は総じて風評被害、顧客の減少（小売・サービス業）、放射能汚染対応（製品検査、用地・建物等の除染）など多くのマイナスを抱えており、また、県外・国外に事業活動に移転する事例も見受けられる。
また、県内の子どもやその親など若い世代を中心とした人口が県外に流出している。
- ◆こうした原子力被災地域全体の再生・復興には、長期的かつ継続的な支援が必要。

要望内容

- ◆原子力被災地の産業振興、生活基盤整備、住宅取得促進等のため、企業、個人に対して税制上の措置を講ずる。
（具体的な措置内容等については、福島県より要望がなされている原子力災害からの再生に向けた特別法の検討とあわせ、現在検討を行っているところ。）